

持続可能な地域医療提供体制の構築を求める意見書

医療を取り巻く環境は、少子高齢化の進行、住民の医療に対するニーズの多様化など著しく変化しており、これに対応した良質で住民が安心して暮らせる医療提供の確保を図ることが求められている。このためには、財政基盤も含めた持続可能な地域医療提供体制を構築していく必要があり、地域全体の医療の将来像について、国、地方、医療関係者等が一体となって丁寧に議論を行うことが何より重要である。

とりわけ、公立・公的医療機関は、それぞれの地域における基幹的な医療機関としての使命と役割を担っており、半島・山間部をはじめ民間医療機関の立地が困難な過疎地等の条件不利地域においては、住民が住み慣れた地域に安心して暮らし続けるために不可欠な存在となっている。また、これら医療機関の果たす役割は地域によって異なることから、再編・統合については地域医療の実態を踏まえて取り組む必要がある。

今後は、新たに設置された国と地方の協議の場を通じて、国と地方が共通の認識をもって地域医療確保に向けた取り組みを進めることが肝要である。

よって、国におかれては、持続可能な地域医療提供体制を構築するため、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 地域医療構想の実現に当たっては、公立・公的医療機関のみならず民間医療機関も含めた地域全体の医療の将来像について、関係者間で丁寧に議論を行なうこと。
- 2 公立・公的医療機関の再編・統合は、関係者間の合意を得るための十分な時間を確保する必要があり、結論を得る時期は地域の実情を踏まえて柔軟に対応すること。
- 3 地域医療構想の実現に向けては、公立・公的医療機関、民間医療機関の別なく国費による財政支援を実施するなど、地域医療の最後の砦である地域医療機関が、今後もその役割を十分に果たせるよう、財政措置を含む支援策の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月13日

衆議院議長	大島 理森	様
参議院議長	山東 昭子	様
内閣総理大臣	安倍 晋三	様
総務大臣	高市 早苗	様
厚生労働大臣	加藤 勝信	様
内閣官房長官	菅 義偉	様

石川県志賀町議会議長 寺井 強